

# 平成の知財史

## 特技懇編集委員会

### 抄録

平成という時代が終わりを告げ、令和という時代を迎えることとなりました。昨今、テレビ等のメディアでは平成の重大ニュースを特集し、平成という時代を振り返ることが多くなりました。今回、特技懇誌でも平成の知財史という特集を組み、平成時代における知財関連のニュースを振り返りたいと思います。「平成という時代に知財関連のニュースでこんなことがあったなあ」と懐かしく思っただけであれば幸いです。本稿では、平成の知財史の年表を作成しつつ、平成時代の知財関連の各出来事について、全般的にご紹介したいと思います。

**1989年(平成元年)**には、特許庁本庁舎が竣工し、ばらばらの庁舎に分かれていた職員が本庁舎へと引っ越してきました。また、検索外注の本格実施が始まりました。当時は、審査官と検索者が対話することなく、検索報告書を納品するという形でした。

**1990年(平成2年)**には、世界初の電子出願システム(ペーパーレスシステム)を導入し、特許・実用新案の電子出願を受付開始しました。その後、米国、欧州等でも電子出願を受け付けることとなりました。また、電子出願受付に対応し、先行技術調査を行う指定調査機関制度を導入するために、工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律(特例法)が制定されました。

**1991年(平成3年)**には、ニース協定加盟に伴い商標法が改正され、商品及びサービスの国際商標分類を採用しました。

**1992年(平成4年)**には、サービスマーク登録制度が導入され、商品だけでなく、サービスについても、サービスマークとして保護されるようになりました。

**1993年(平成5年)**には、一般審査基準、産業別審査基準等が整理・統合され、特許・実用新案審査基準の初版が発行されました。また、特許法が改正され、最後の拒絶理由通知に応答する補正は、独立特許要件等を満たすものでなければならないとされました。さらに、実用新案法が改正され、平成6年から無審査登録制度を導入することとなりました。

**1994年(平成6年)**には、特許法が改正され、TRIPS交渉等の国際制度調和の流れから英語による

特許出願の許容、実施可能要件・明確性要件の追加等の明細書の記載要件変更、付与後異議申立制度の導入等を実施することとなりました。

**1995年(平成7年)**には、世界貿易機関(WTO)が発足するとともに、国際貿易における知的所有権の十分な保護を促進するため、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定(TRIPS協定)が発効されました。また、産業財産権制度シンボルマーク(パテ丸君)が、産業財産権制度創設110周年を迎えたことを記念して、制定されました。

**1996年(平成8年)**には、特許付与後異議申立制度が導入されました。また、商標法条約に対応するため、商標法が改正され、立体商標制度・団体商標制度の導入、著名商標保護の強化等を実施することとなりました。

**1997年(平成9年)**には、商標法条約が発効するとともに、立体的な商標についても登録を認める立体商標制度及び事業者(企業等)を構成員に有する団体(社団法人等)がその構成員に使用させる商標である団体商標の登録を認める団体商標制度が導入されました。

**1998年(平成10年)**には、大学の研究成果の特許化及び企業への移転を行うTLO(技術移転機関)の設立を支援するため、大学等技術移転促進法(TLO法)が施行されました。また、パソコンでの電子出願の受付が開始しました。

**1999年(平成11年)**には、特許法等の改正が行われ、審査請求期間が短縮されることとなりました。また、部分意匠制度が導入され、物品の部分

意匠の構成要素として加えることとなるとともに、関連意匠制度が創設され、デザイン開発の過程で、一のデザイン・コンセプトから創作された各々のバリエーションの意匠について権利行使できるようになりました。さらに、現在の検索外注の納品形態である対話型審査が開始されました。

**2000年(平成12年)**には、マドリッド議定書に加盟し、我が国企業の保有する商標権の複数国への権利保護の拡大が図られました。また、意匠・商標・審判手続が電子化されました。

**2001年(平成13年)**には、特許の審査請求期間が7年から3年へ変更されました。また、独立行政法人工業所有権総合情報館(現 独立行政法人工業所有権情報・研修館)が設立されました。

**2002年(平成14年)**には、知的財産立国を実現するため、「知的財産戦略大綱」が策定され、知的財産立国に向けた基本的方向を定める「知的財産基本法」が成立しました。また、特許法等の改正が行われ、特許法における「物」に「プログラム等」が含まれることとなり、発明の実施行為に「(プログラム等の)電気通信回線を通じた提供」が加えられました。

**2003年(平成15年)**には、知的財産基本法に基づき、内閣に知的財産戦略本部が発足され、最初の知的財産推進計画に該当する、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画が策定されました。また、特許法等の改正が行われ、審査請求手数料の引上げ、特許料及び出願手数料の引下げ等の特許関係料金の改定がなされるとともに、特許異議申立制度に関する規定が削除され、2004年に特許異議申立制度が担っていた機能を無効審判に統合することとなりました。

**2004年(平成16年)**には、滞貨解消に向け、任期付審査官の大量採用が開始されました。また、特許法等が改正され、新たな職務発明制度が導入されると伴に、先行技術調査体制の拡充・効率化のために民間活力を活用する登録調査機関制度が成立しました。さらに、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大に伴い、独立行政法人工業所有権情報・研修館に名称変更されました。また、企業等が、模倣品・海賊版による被害を受けた場合の相談先として、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が経済産業省に設置されました。

**2005年(平成17年)**には、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るた

め、知的財産高等裁判所が設立されました。また、各国で異なる特許出願等に関する手続きの統一化及び簡素化を図るため、特許法条約が発効されました。ただし、日本が批准したのは2016年になります。さらに、通信技術の進歩に対応し、インターネット出願を開始しました。

**2006年(平成18年)**には、シフト補正や分割に関する特許法改正、画面デザインの保護の拡充を目的とした意匠法改正が行われました。また、特許審査ハイウェイ(PPH)の試行が開始され、日本国特許庁は特許の国際調和において大きな役割を果たしました。さらに、地域名と商品名からなる商標が地域ブランド育成の早い段階で商標登録を受けられるようにするため、地域団体商標制度が導入されました。

**2007年(平成19年)**には、特許審査の迅速化・効率化に係る数値目標及びそれを達成するための重点政策を一体的にとりまとめた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」(4分野・26項目)を策定しました。

**2008年(平成20年)**には、特許法等が改正され、特許出願段階におけるライセンスに係る特許法上の権利として、新たに仮専用実施権・仮通常実施権を設け、その登録制度を設けることとなりました。また、拒絶査定不服審判請求期間の拡大等が実施されることとなりました。

**2009年(平成21年)**には、商標登録出願等に関する手続きの統一化及び簡素化を目的とした、商標法に関するシンガポール条約が発効しました。ただし、日本が批准したのは2016年になります。

**2010年(平成22年)**には、産業財産権制度が125周年を迎えました。また、PCT(特許協力条約)に基づく国際出願を対象とするPCT-PPHが開始されました。

**2011年(平成23年)**には、震災により被災した企業等の知財を活用した復興を支援するため、震災復興支援早期審査・早期審理が開始されました。また、特許法が改正され、特許料金の減免制度の強化などが図られました。さらに、第1国の出願の審査結果だけでなく、どの国の審査結果でも利用可能とするPPH MOTTAINAIが開始されました。

**2012年(平成24年)**には、中小企業の特許料の減免期間が登録1年目～3年目から、登録1年目～10年目へと拡大されました。

2013年(平成25年)には、産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援等の政策を柱として、知的財産政策に関する基本方針が閣議決定されました。

2014年(平成26年)には、2004年以降取り組んでいた、FA11が達成されました。また、五庁間での特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となりました。さらに、特許法が改正され、特許権の早期安定化を可能とするべく特許異議の申立て制度が創設されました。意匠法も改正され、ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟のための準備として、国際意匠登録出願に係る規定等が整備されました。また、意匠国際分類を定めているロカルノ改正協定に加盟しました。

2015年(平成27年)には、特許法が改正され、契約等において定めがあるときには、特許を受ける権利が使用者等に帰属するというように職務発明制度が見直されました。また、特許審査協力に関して、審査の質の向上を図るため、日米の特許審査官が協働して審査を実施する日米協働調査試行プログラムが開始されました。さらに、ハーグ協定のジュネーブ改正協定へ加盟し、ジュネーブ改正協定の締約国において、意匠の国際登録制度を利用した簡易かつ低廉な手段による意匠の保護を受けることができる

ようになりました。また、商標には、文字商標、図形商標、立体商標及びこれらの結合商標等のタイプがありましたが、新たに、「音商標」、「色彩のみからなる商標」、「ホログラム商標」、「動き商標」、「位置商標」の5タイプの商標が導入されました。

2016年(平成28年)には、広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けてIoT関連技術の分類付与を開始しました。また、特許庁本庁舎の改修工事に伴い、審査部等の一部部署が六本木仮庁舎へ移転しました。

2017年(平成29年)には、INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)が開設され、知的財産戦略のエキスパートによる高度で専門的な支援等が始まるとともに、出張面接・テレビ面接の拠点として活用されるようになりました。

2018年(平成30年)には、特許法が改正され、特許料等の半減対象の拡充や新規性喪失の例外期間の延長等が実施されることとなりました。

2019年(平成31年)には、これまで一部の中小企業が対象だった特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡大しました。

平成の知財史を振り返ると、先人達の絶え間ない努力により、知財制度が活性化・活発化してきたことが伺えます。先人達の知財制度への貢献に恥じないように、令和という時代の知財史を盛り上げていきましょう！

平成知財史年表

年	できごと
1989年(平成元年)	特許庁本庁舎竣工
	検索外注本格実施
1990年(平成2年)	世界初の電子出願受付開始
	工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律(特例法)制定
1991年(平成3年)	ニース協定加盟に伴う商標法改正(商品及びサービスの国際商標分類採用等)
1992年(平成4年)	サービスマーク登録制度導入
1993年(平成5年)	特許・実用新案審査基準初版発行
	特許法・実用新案法等改正(補正要件の変更/新実用新案制度等)
1994年(平成6年)	特許法等改正(外国語書面出願制度導入・明細書の記載要件変更・付与後異議申立制度導入)
	実用新案無審査登録制度導入
1995年(平成7年)	世界貿易機関(WTO)発足
	知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定(TRIPS協定)発効
	パテ丸君制定
1996年(平成8年)	特許付与後異議申立制度の導入
	商標法条約発効に伴う商標法改正(立体商標制度・団体商標制度)

平成知財史年表

年	できごと
1997年(平成9年)	立体商標制度の導入
	団体商標制度の導入
1998年(平成10年)	大学等技術移転促進法(TLO法)施行
	パソコン電子出願受付開始
1999年(平成11年)	特許法等改正(審査請求期間の短縮)
	部分意匠制度の導入、関連意匠制度の創設
	対話型審査の開始
2000年(平成12年)	マドリッド議定書加盟
	意匠・商標・審判手続の電子化
2001年(平成13年)	審査請求期間を7年から3年に変更
	独立行政法人工業所有権総合情報館設立
2002年(平成14年)	知的財産基本法成立
	特許法等改正(発明実施規定の明確化等)
2003年(平成15年)	知的財産戦略本部発足
	知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(最初の知的財産推進計画)策定
	特許法等改正(特許関係料金の改定・異議申立制度廃止等)
2004年(平成16年)	任期付審査官の大量採用開始
	特許法等改正(新職務発明制度・登録調査機関制度)
	独立行政法人工業所有権情報・研修館に名称変更
	政府模倣品・海賊版対策総合窓口を経済産業省に設置
	特許異議申立制度廃止
2005年(平成17年)	知的財産高等裁判所設立
	特許法条約発効
	インターネット出願開始
2006年(平成18年)	特許法・意匠法等改正(ソフト補正禁止・分割制度濫用防止等/画面デザイン保護拡充等)
	特許審査ハイウェイ(PPH)の試行開始
	地域団体商標制度の導入
2007年(平成19年)	イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007
2008年(平成20年)	特許法等改正(通常実施権等登録制度の見直し、不服審判請求期間の拡大等)
2009年(平成21年)	商標法に関するシンガポール条約発効
2010年(平成22年)	産業財産権制度125周年
	PCT-PPH開始
2011年(平成23年)	震災復興支援早期審査・早期審理開始
	特許法等改正(料金の見直し等)
	PPH MOTTAINAI開始
2012年(平成24年)	中小企業の特許料の減免期間拡大
2013年(平成25年)	知的財産政策に関する基本方針を閣議決定
2014年(平成26年)	FA11目標達成
	五庁間での特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラム開始
	特許法等改正(特許異議の申立て制度の創設等)
	ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟のための意匠法改正
	ロカルノ協定加盟
2015年(平成27年)	特許法等改正(職務発明制度等)
	日米協働調査試行プログラム試行開始
	ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟
	新しいタイプの商標の追加(音、色彩、ホログラム、動き、位置)
2016年(平成28年)	広域ファセット分類記号ZITの新設
	六本木仮庁舎への一部移転
2017年(平成29年)	INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)開設
2018年(平成30年)	特許法等改正(特許関係料金の改定、新規性喪失の例外期間延長等)
2019年(平成31年)	特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡大